

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月22日

変更日 令和4年10月17日

変更日 令和5年1月12日

(名称) 新城市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

令和5年度新城市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

◆目的

新城市は、東三河の中央に位置し市町村合併により県内で2番目に大きな面積を有し、市域の84%が三河山間部を形成する緑に覆われている。

また、市内の高齢化率は36.81%と非常に高く、自分で自動車を運転できない高齢者が増加し公共交通機関の役割が非常に重要となってきた。

そうした中、市では、令和3年に「新城市地域公共交通計画」を策定し、地域で安心して暮らすことの出来る移動手段の確保に向け、住民主体で持続可能な公共交通網の整備を進めている。

①西部線

地域住民の買い物や通院を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、幹線バス路線に乗り継ぐことで総合病院や教育機関等の施設がある近隣地区への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時の通学手段を確保し、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。

②塩瀬線

幹線バス路線や市営バス路線に乗り継ぐことで、病院、スーパー、教育機関のある地区へ移動できるようにするものである。高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学手段を確保し、外出の促進や地域活性化を図ることを目的とする。

③つくであしがる線（デマンドバス）

高齢化率が高い作手地区に適した効果的・効率的な移動サービスとして、令和元年10月よりデマンド型区域運行へと変更した路線である。買い物や通院を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、幹線バス路線に乗り継ぐことで、総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院、高校生の通学手段を確保し、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図ることを目的とする。

④湯谷温泉もつくる新城線

ドラッグストアや直売所、農協等が集まる長篠西地区と、バスが運行していなかった大野地区や井代地区等を結ぶ路線として、令和2年10月より運行する路線である。沿線住民の買い物を始めとする地域内での移動手段を確保するとともに、幹線バス路線に乗り継ぐことで、市民病院等の施設がある市街地への移動を可能とするものである。高齢者の買い物や通院の交通手段を確保し、地域の交流、外出の促進、地域の活性化を図ることを目的とする。また、あわせて、観光二次交通が脆弱であった湯谷温泉や鳳来寺山山頂へバスを運行することで、観光振興を図る。

◆必要性

①西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院、学生の雨天時の通学手段といった生活に不可欠な移動手段として路線を維持することが必要である。

②塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学手段といった生活に不可欠な移動手段として塩瀬線を維持することが必要である。

③つくであしがる線（デマンドバス）

この路線周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院といった生活に不可欠な移動手段として区域運行型のデマンドバスを維持することが必要である。

④湯谷温泉もっくる新城線

この路線が運行する長篠西地区及び井代地区周辺には他に公共交通がないため、沿線の高齢者の買い物や通院、観光客の交通手段といった生活に不可欠な移動手段として湯谷温泉もっくる新城線を維持することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本市は、高齢化と人口減少に歯止めがかからない。このため、利用者の単純増加を見込むことは難しいものの、地域との意見交換を通してバス路線の現状を周知し、バスへの理解及び関心を深めてもらうとともに、地域の意見を聞きながら実情に合ったバス路線へ見直しを図ることを目的とする。定量的な目標値は、個別路線ごとで見ると、西部線・塩瀬線・つくであしがる線・湯谷温泉もつくる新城線それぞれの路線で過去の経緯と現事情が大いに異なる。西部線・塩瀬線は、運行開始から10年以上経っている路線であるため、地域住民の慣れ親しむ公共交通として一定の理解を得られていることから、新規利用者の獲得が難しいことが想定される。しかし、つくであしがる線・湯谷温泉もつくる新城線は、今のダイヤで運行を開始してから3年ほどしか経っていないことから、利用促進施策の展開により、利用者数の増加も見込むことができる。

ただし、各路線の背景も考慮し、新城市地域公共交通計画では、利用者数の最終年度の目標を現状維持と定めているため、フィーダー系統となる各路線に関しては現状維持の数値を目標上の設定とする。

下表は、4路線における各項目の実績・目標値である

■令和3年度実績

路線名	利用者数（人）	収支率（％）
西部線	3,070	4.31
塩瀬線	1,930	3.50
つくであしがる線（デマンド）	2,397	3.21
湯谷温泉もつくる新城線	1,258	3.81

■目標値

路線名	利用者数（人）			収支率（％）		
	5	6	7	5	6	7
西部線	3,070	3,070	3,070	4.31	4.31	4.31
塩瀬線	1,930	1,930	1,930	3.50	3.50	3.50
つくであしがる線 （デマンド）	2,397	2,397	2,397	3.21	3.21	3.21
湯谷温泉 もつくる新城線	1,258	1,258	1,258	3.81	3.81	3.81

※利用者数（人）、収支率（％）は小中学生の利用分を除く

(2) 事業の効果

○西部線

沿線の高齢者の買い物や通院、高校生の雨天時等の通学手段必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の交通手段として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○塩瀬線

沿線の高齢者の買い物や通院、中学生・高校生の通学手段として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物や通院の交通手段として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

○つくであしがる線（デマンドバス）

運行地域の高齢者の買い物や通院手段として必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、幹線バスとの乗り継ぎを容易にし、家族への送迎の依存解消にも繋がる。

○湯谷温泉もつくる新城線

沿線の高齢者の買い物や通院、観光客の交通手段として必要不可欠な移動手段が確保され、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○地域・行政・交通事業者で公共交通を支える体制を構築し、各地域毎の路線の見直し・利用促進を図るため、地域での意見交換を実施する。【新城市・交通事業者】

○鉄道や路線バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる総合マップを作成する。【新城市・交通事業者】

○G T F Sデータ作成による google へのダイヤ情報掲載や「マイマップ」の作成及び配布を行う。【新城市・交通事業者】

○バス乗車体験イベントや出前授業の実施により、認知度向上と利用促進を図る。【新城市・交通事業者】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

新城市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

豊鉄タクシー株式会社
新城市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当無し

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当無し

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当無し

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当無し

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当無し

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

デマンドバスの運行区域である作手地域は、細い道が多く利用者が希望する地点への送迎を実現するためには、小型バスを購入し運行する必要があるため。

<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>取得した車両を使用するデマンドバスについて、守義線及びつくであしがる線を合算した令和3年度実績数値をベースとして、現状維持の数値を目標とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>従来より守義線として使用している車両よりも大幅に小型化されるため、デマンドバスの利用者が希望する地点へ送迎することが容易となり、目標値の達成につながると期待する。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>車両の取得計画：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。 車両の取得を行う事業者、費用の負担者：新城市</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当無し</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当無し</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当無し</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当無し</p>

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年1月5日（令和3年度第6回）新城市地域公共交通会議

- ・新城市地域公共交通計画（案）について協議
- ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画一次評価報告について協議

令和4年3月11日（令和3年度第8回）新城市地域公共交通会議

- ・新城市地域公共交通計画（案）について協議

令和4年6月22日（令和4年度第1回）新城市地域公共交通会議

- ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

令和4年10月17日（令和4年度第2回）新城市地域公共交通会議（書面開催）

- ・湯谷温泉もつくる新城線の11月の日曜祝日運行に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議

令和5年1月12日（令和4年度第4回）新城市地域公共交通会議

- ・塩瀬線の迂回運行に係る地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について

21. 利用者等の意見の反映状況

市内に10ある地域協議会との協議を行い、路線の再編や利用促進について意見を聴取している。

新城市地域公共交通会議の構成員として利用者代表の方3名（座長を含む）に会議に参加していただき、会議の場で利用者の立場からの意見を聴取している。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県都市・交通局交通対策課 愛知県新城設楽建設事務所維持管理課
関係市区町村	新城市長 新城地区自治振興事務所長 鳳来地区自治振興事務所長 作手地区自治振興事務所長
交通事業者・交通施設管理者等	豊鉄バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 豊鉄タクシー株式会社 山吉田ふれあい交通運営協議会 東海旅客鉄道株式会社 新城警察署
地方運輸局	中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学大学院教授 バス利用者代表 公益社団法人愛知県バス協会 豊橋鉄道労働組合 新城市社会福祉協議会 新城市老人クラブ連合会 新城市小中学校PTA連絡協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県新城市字東入船115番地

（所 属）新城市役所総務部行政課公共交通対策室

（氏 名）主事 織田桂輔

（電 話）0536-22-9901

（e-mail）kotsu@city.shinshiro.lg.jp